

「売上計上時期」と「売上計上もれ」について！

今回は、「売上計上時期」と「売上計上もれ」についてご説明します。この2点については、税務調査が入った際に、必ず確認をされるポイントとなりますので、ご注意下さい。

●いつ売上計上するのか？

税法上、売上の計上は、原則「収益が実現したときに計上」となっています。

では、「収益の実現」とは、どのタイミングのことをいうのでしょうか。

例えば、商品等の販売など物の引渡しを要するものは「引渡しのあった日」に、サービスの提供を要するものは「サービスの提供が完了した日」が、売上計上時期となります。

具体的には、下記の通りです。

●商品、製品等の売上計上時期

商品等の種類・契約内容・取引の形態に応じ、下記のうち最も合理的と認められる計上基準を選択し、每期継続して適用します。



- ①出荷基準・・・商品等を出荷した時に引渡しがあったとする方法
- ②検収基準・・・相手方が検収した時に引渡しがあったとする方法
- ③使用収益開始基準・・・相手方の使用収益の開始時に引渡しがあったとする方法
- ④検針日基準・・・検針等により販売数量を確認した時に引渡しがあったとする方法

●請負収益の売上計上時期

請負には、【物の引き渡しを要するもの】と【物の引渡しを要しないもの＝サービスの提供】があり、売上計上時期は次の通りです。

【物の引渡しを要するもの】

- ①完成引渡基準・・・目的物全部を引渡した日
 - ②部分完成基準・・・完成部分を引渡した日
- 例えば、請負建築や建設工事がこれに該当し、物を作って完成品を引渡した時に売上計上します。
- なお、引渡し時において、代金が未確定であっ

ても、合理的に見積もった金額で、売上計上しなければなりません。

【物の引渡しを要しないもの】

- ①サービス完了基準・・・サービスの全部を完了した日
 - ②部分完了基準・・・部分的に収益が確定した日
- 例えば、不動産業などが該当し、契約書等に記載されている毎月の支払期日がサービスの提供が完了した日となります。

つまり、支払期日を過ぎて入金が無い場合であっても、売上計上することになります。

●売上計上漏れには要注意！！

上記でご説明した通り、売上収益は「商品等の販売」や「サービスを提供した時」に計上することになりますが、決算時において売上の計上漏れがないか？を確認することが、とても重要になります。

例えば、3月決算の会社が、毎月20日締めで売上の請求をしている場合は、20日締め後（3月21日～31日まで）の、売上を計上しなければなりません。

●まとめ

売上の計上基準は継続適用が要件となり、一度採用した基準は、合理的な理由（販売方法の変更、契約内容・取引条件の変更等）がない限り、自由に変更することはできません。また、締め後の売上については、計上漏れとなりやすいので、契約書の内容から締め日の確認等、注意が必要となります。

今回は、一般的な「商品等の販売」及び「サービスの提供」についてご説明しましたが、特殊な販売（委託販売や試用販売等）については、特別な取扱いとなりますので、該当する場合は担当者にご確認下さい。



(島村あゆみ)

※今月号よりデザインを一新しました。ロゴマークは名刺、封筒にも使用しています。